

# 〇〇地区労働福祉協議会規約

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この協議会は、福島県労働福祉協議会〇〇地区労働福祉協議会（略称—〇〇地区労福協）と称し、事務所は事務局長の所在地に置く。

(目 的)

第2条 この協議会は、労働者福祉確立のためすべての労働者・市民が共同して政策、立案するため、労働組合団体間の意思統一をはかる。

2. 事業団体活動の発展のため、構成団体の統一した意思を背景に運動を指導調整し、事業団体間相互の協同を促進する。

3. 労働団体・事業団体の連携を密にし、相互の協力と共同による運動をすすめ、福祉運動を地区に定着させ〇〇地区における労働福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を実現するため次の事業を行う。

1. 研究集会・交流会等必要な会議を開き、問題提起を積極的にし、関係者、関係団体の意思統一をはかる活動。

2. 地方自治体に対する要求活動及び事業団体の強化をはかるため、関係機関・各政党・関係審議会対策をはかる。

3. 各事業団体の推進会議を主催し、意思の疎通をはかり、もって事業団体の強化をはかる。

4. 具体的活動を暮らしの基盤である地区において普及、拡大し、すべての労働者・市民・家族の運動へ結集をはかり、労働福祉運動の地域定着化をはかる。

5. 県労福協が主催または要請する行事への参加。

6. その他、この協議会の目的を達成するために必要な事項。

(規約の準拠)

第4条 この規約に定めのない事項については、福島県労働福祉協議会規約に準じる。

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 この協議会の会員たる資格を有するものは、福島県労働福祉協議会構成組織の 〇〇地区内に所在する組織とする。

2. その他、幹事会で加入を承認した組織とする。

(加 入)

第6条 この協議会に加入する団体は、会長宛に届け出て幹事会の承認を受けなければならない。

(脱 退)

第7条 この協議会から脱退しようとする団体は、その理由を付して会長宛に届け出て幹事会の承認を受けなければならない。

(権利及び義務)

第8条 会員は、この協議会の事業による利益を平等に受ける権利を有するとともに、この協議会の諸活動に積極的に参加し、これを推進する義務を負う。

2. 会員が第7条によってその資格を喪失した場合でも、会員であるうちに発生した義務は免れることができない。

(統 制)

第9条 会員が本規約に違反しこの協議会の統制をみだし、もしくは会員としての義務を履行しないときは、総会の決議によって除名または権利を停止することができる。

### 第3章 機 関

(総 会)

第10条 総会は、この協議会の最高議決機関で通常総会及び臨時総会とし、通常総会は原則として県労福協総会終了後2カ月以内に開催し、臨時総会は会員の過半数の要求により幹事会の議を経て会長が招集する。

2. 総会は、役員並びに代議員それぞれの過半数の出席によって成立し、議事は出席代議員の過半数の同意を得てこれを決する。可否同数のときは議長が決める。

(代議員の選出)

第11条 代議員の算出基準は幹事会で決定する。

(重要事項の決定)

第12条 次の事項については、総会の議を経なければならない。

1. 規約の変更
2. 運動方針
3. 予算、決算
4. 役員を選出又は解任
5. 会員の除名又は権利の停止
6. その他、重要な事項

(幹事会)

第13条 幹事会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、幹事を持って構成し、総会で決定された事項の執行にあたる。

2. 会計監査は必要に応じて幹事会に出席できる。

(専門委員会の設置)

第14条 幹事会が必要と認めた場合は、専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会は、幹事会が選出した者をもって構成する。
3. 専門委員会の運営については別に定める。

## 第4章 役員及び職員

(役員)

第15条 この協議会に次の役員をおく。

- |          |    |           |     |
|----------|----|-----------|-----|
| (1) 会長   | 1名 | (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (2) 副会長  | 1名 | (5) 幹事    | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 | (6) 会計監査  | 2名  |

(役員の仕事)

第16条 会長は、この協議会を代表し統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 事務局長は事務局を統括し、協議会全般の日常業務を処理する。
4. 事務局次長は、事務局長を助け、業務を処理補佐する。
5. 幹事はこの協議会の業務に参画し、その執行にあたる。
6. 会計監査は、業務及び会計の監査を行う。

(役員を選出)

第17条 役員は総会で選出する。

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は、2カ年とする。但し再選は妨げない。

(役員を補充選出)

第19条 事務局次長、幹事、会計監査に欠員が生じた場合は、幹事会で補充選出することが出来る。

2. 補充役員の仕事は、次期役員改選期までとする。

(顧問)

第20条 この協議会は、会長の提案により総会の承認を得て顧問をおくことができる。

2. この協議会は、顧問に対し主要事項について助言を求めることができる。

(職員)

第21条 この協議会は、幹事会の承認を得て事務局に職員若干名をおくことができる。

## 第5章 会計

(経費)

第22条 この協議会の経費は、交付金、補助金、助成金並びに特別分担金をもってこれにあてる。

2. 会計についての詳細は別に定める。

(旅費)

第23条 旅費規程については別に定める。

(会計監査の報告義務)

第24条 この協議会の会計は、会計監査の監査を経て年1回総会に報告し、承認を受けなければならない。

(会計年度)

第25条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 附 則

第1条 この規約は、0000年（昭和00）00月00日から施行する。

第2条 規約の一部改正

0000年（昭和00）00月00日一部改正

2005年（平成17）00月00日一部改正

地区労福協会計処理基準

<収入の部>

科 目	内 訳
交 付 金	県労福協からのもの
助 成 金	県労福協からの事業補助 (1 事業につき 20,000 円)
補 助 金	市町村からのもの
特別分担金	事業実施時の団体からのもの
雑 収 入	祝い金・利息他
前期繰越金	

<支出の部>

科 目	内 訳
事 務 費	消耗品費・通信費・コピー代など
会 議 費	三役会議・幹事会など
総 会 費	議案書印刷・参加旅費・会場費・弁当代など
旅 費 交 通 費	県労福協事業 (研究集会・新春交歓会・ボウリング大会) などへの参加費, 旅費
教 育 研 修 費	講演会・学習会など自主事業
事 業 費	交流会・年末懇親会・新春交歓会・メーカー・ゴルフコンペ ボウリング大会・勤労者作品展・クリーンキャンペーン等地区単独事業
雑 費	
予 備 費	
剰 余 金	